

高崎北高校・服装及び頭髪等に関する規定（改訂前）

[制服着用規定]

- (1) 本校生徒は制服を着用し、校章を左襟に付けること。
- (2) 正装期間は10月上旬～5月下旬、略装期間は5月下旬から10月上旬までとする。
- (3) 各期間の服装等は表の通りとする。

		男子	女子
服装	正装	①上着 ②ズボン ③ネクタイ ④ワイシャツ	①上着 ②スカートまたはズボン ③ネクタイ ④ワイシャツ
	略装	①ズボン ②ワイシャツまたは指定のポロシャツ ③ネクタイ	①スカートまたはズボン ②ワイシャツまたは指定のポロシャツ ③ネクタイ
		上着、ネクタイを使用しなくてもよい。また、指定ベストを着用してもよい。	
<p>(1) ワイシャツは、裾をズボン、スカートの中に入れて着用する。</p> <p>(2) 男子の腰履きズボン、すりズボンは禁止とする。</p> <p>(3) 女子のスカートは膝にかかることとする。</p> <p>(4) 防寒のために、上着の下にニット製のベスト、カーディガン、セーターを着用しても良いが、次の事項を守る。</p> <p>① 裾・袖口が上着より出ない者を着用する。</p> <p>② 襟はVネックとし、ネクタイの学年カラーの紋様が見えるものとする。</p> <p>③ 色は紺または黒とする。</p> <p>④ 上着を着ないで、着用することは認めない。</p>			
頭髪	<p>染色・脱色・パーマ等は禁止</p> <p>男子：前髪は目にかからないようにする。 後ろ髪は襟にかからないようにする。 横は耳が隠れないようにする。</p> <p>女子：ウェーブ、巻き髪などは禁止。</p> <p>その他、奇抜な頭髪は禁止とする。</p>		
靴下	<p>学校が指定した行事等においては、タイトソックス（ワンポイント可）とし、くるぶしが隠れる長さとする。</p> <p>ソックス…「白・紺・黒」の単一色とし、ライン・柄物は禁止</p> <p>タイツ…色は紺・黒・ベージュで、無地のもの</p>		
装飾類	ピアス、マニキュア、指輪、ネックレス等禁止		
上履	学校指定のもの		

